

令和6年度

三鷹市小額契約受注希望者登録リストへの登録継続を申請される方へ

1 目的

この登録は、三鷹市が発注する小額な契約について、その受注を希望する市内事業者のリストを作成することにより、市内事業者への受注機会の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

2 登録できる方

登録の申請を行うためには、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 三鷹市に本社の法人登記がある法人又は個人事業者で三鷹市に住民登録があり三鷹市内において事業を営む者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる競争入札参加資格を有していないこと。
- (5) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項各号に該当していないこと。

3 対象となる契約

三鷹市契約事務規則第70条の2に規定する課において行う契約を対象とします。

(契約事務規則が変更になった場合にはそれに準じます。)

- (1) 1件の予定価格が130万円以下の工事及び修繕
- (2) 1件の予定価格が50万円以下の委託
- (3) 1件の予定価格が40万円以下の物品の借入
- (4) 1件の予定価格が80万円以下の物品の購入 等

4 登録継続申請の方法

登録継続を希望する方は、次の書類を総務部契約管理課契約係に提出してください(郵送も可)。

なお、この制度の要綱及び登録申請書様式等については、三鷹市のホームページからもダウンロードできます。

- (1) 三鷹市小額契約受注希望者登録継続申請書(同封のもの)
- (2) 法人の場合: 法人市民税納税証明書(非課税又は減免により納税されていない場合は提出不要です。)

個人の場合: 市民税納税証明書(非課税の場合は非課税証明書を提出してください。)

- (3) その他、希望業種に関連し保有する資格等がある場合は、その資格者証等の写し

※(2)については、申請時点における最新年度のもの

5 登録継続申請の受付期間等

令和5年12月18日(月)から令和6年1月26日(金)まで(土曜日、日曜日、休日及び年末年始の閉庁日を除きます。)

(令和6年1月27日から令和6年3月31日までについては原則受付を行いませんのでご注意ください。)

なお、登録を希望される方で、受付期間内に申請をされなかった場合は、令和6年4月1日以降に新規申請をして下さい。

6 登録の有効期間

有効期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとします。

7 登録リスト

登録リストについては、対象となる契約の業者選定の資料としますが、受注を約束するものではありません。

なお、登録リストは一般の閲覧に供することもあります。

8 登録内容の変更等

登録リストの内容に変更があった場合は、速やかに登録変更届を提出してください。

9 登録の抹消

登録リストに登録されている方が、2の登録要件に該当しなくなった場合のほか、契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合には、当該リストから抹消します。

10 問い合わせ先

三鷹市総務部契約管理課契約係

電話 0422-29-9172 (直通)